

公告番号	企業局公告第三号	
件名	岡山県企業局施設で使用する電気の調達	
番号	質問	回答
1	<p>様式2-2の基本料金に係る契約電力(kW)と予備電源に係る契約電力(kW)が異なる理由は何でしょうか？(鶴新田浄水場、西阿知取水場、塩生加圧ポンプ場、船穂揚水機場、笠岡浄水場、発電総合管理事務所)</p>	<p>様式2-2の予備電源に係る契約電力(kW)を次のとおり修正します。</p> <p>鶴新田浄水場 (修正前) 1,320kW → (修正後) 1,800kW</p> <p>西阿知取水場 (修正前) 1,320kW → (修正後) 600kW</p> <p>塩生加圧ポンプ場 (修正前) 1,320kW → (修正後) 予備電源なし</p> <p>船穂揚水機場 (修正前) 1,320kW → (修正後) 予備電源なし</p> <p>笠岡浄水場 (修正前) 1,320kW → (修正後) 予備電源なし</p> <p>発電総合管理事務所 (修正前) 1,320kW → (修正後) 予備電源なし</p> <p>※様式2-2差し替えておりますので、ご注意ください。</p>
2	<p>【燃料費等調整単価について】 燃料費調整は、需要場所管轄エリアのみなし小売電気事業者又は送配電事業者)が公表する最新の燃料費等調整算定方法による単価を適用するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>各施設を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとします。</p>
3	<p>【燃料費調整の条件について】 請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費(等)調整単価(一般送配電事業者公表)を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>一般送配電事業者が公表する燃料費等調整単価で、利用月に該当する月の単価を適用してください。</p>
4	<p>【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>政府の支援策等の実施による値引きがある場合、燃料費等調整単価からの値引き又は別項目を設けての値引きのいずれの方法でも構いません。</p>
5	<p>【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>WEBページで確認する方法で構いません。ただし、請求書には会社印又は代表者印の押印(印刷)をしていただくよう、お願いいたします。</p>

6	<p>【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することができません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 分割請求をご希望の場合、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対しての按分を発注者様に作成いただく必要がございますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>供給地点特定番号毎に請求書を発行していただくよう、お願いいたします。</p>
7	<p>【請求書の発行について②】 一括請求をご希望の場合、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行する事が出来ませんがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>一括請求は想定しておりません。</p>
8	<p>【契約電力について】 現在の契約電力（施設毎）は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>	<p>7施設のうち次の2施設について、仕様書記載の契約電力と現在の契約電力が異なります。</p> <p>笠岡浄水場 仕様書記載契約電力：242kW 現在の契約電力：243kW</p> <p>発電総合管理事務所 仕様書記載契約電力：49kW 現在の契約電力：47kW</p> <p>西浦浄水場、鶴新田浄水場、西阿知取水場、塩生加圧ポンプ場、船穂揚水機場の現在の契約電力は、仕様書に記載のとおりです。</p>
9	<p>【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。</p>	<p>毎月1日です。</p>
10	<p>【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。</p>	<p>中国電力(株)です。</p>
11	<p>【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>検針結果は、請求書にご記載いただければ、別途通知いただく必要はございません。 また、検査合格後の日付による請求書の再発行ができないことにつきましては、承知いたしました。</p>
12	<p>【お支払い条件について】 弊社では請求書を受領していただくから30日以内のお支払いをお願いし</p>	<p>対応いたします。</p>

	ております。ご対応いただけますでしょうか。	
13	【力率について】 入札金額の算定にあたり、力率は入札付属書に「力率割引・割増 100%」と記載のとおり、力率割引は考慮しないとの認識でよろしいでしょうか。	入札金額の算定にあたっては、力率割引は考慮しないでください。